

令和7年11月28日

安曇野市教育委員会

令和7年11月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会



<b>議案第 1 号</b>	教育部 学校教育課
令和 7 年 11 月 28 日提出	(課長)上條貴芳 (担当) 山口隆志

件名	安曇野市中心身障害児就学相談委員会規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	標記規則改正の承認
要旨	「安曇野市中心身障害児就学相談委員会」を「安曇野市教育支援委員会」へ名称変更するもの。
説明	<p>1 改正の理由</p> <p>(1) 学校教育法施行令の一部改正(平成 25 年 9 月)を受け、文部科学省から「現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学相談委員会」に対し、早期からの教育相談・支援や、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当である。」という方針が出されているため。</p> <p>(2) 次年度小中学校へ入学する児童生徒等の就学相談をする小委員会を規定するため。</p> <p>2 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>3 施行日 令和 8 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

○安曇野市心身障害児就学相談委員会規則(平成17年安曇野市教育委員会規則第11号)

改正後	改正前
<p><b>安曇野市教育支援委員会規則</b></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 心身に障がいのある児童生徒及び就学予定者(以下「児童生徒等」という。)の就学相談及び教育支援を行うため、<u>安曇野市教育支援委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、安曇野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の求めに応じ、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(1) <u>教育上特別な支援を要する児童生徒等の就学相談に関する事項</u></p> <p>(2) <u>児童生徒等に対する就学後の教育支援に関する事項</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>認定こども園、幼稚園及び保育所の長又はその推薦を受けた者</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年以内とし、再任を妨げない。</u>ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選により選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を</p>	<p><b>安曇野市心身障害児就学相談委員会規則</b></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 心身に障害のある幼児(就学前1年児をいう。)、<u>学齢児童及び学齢生徒(以下「児童等」という。)の適正な就学(特別支援学級への入級を含む。)の指導を行うため安曇野市心身障害児就学相談委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、安曇野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(1) <u>知的障害、その他の心身障害の疑いのある児童等の調査、審査及び就学(特別支援学級への入級を含む。)の相談に関する事項</u></p> <p>(2) <u>病弱、発育不全その他やむを得ない事由のための就学困難と認められる児童等の就学義務の猶予又は免除に関する事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保育所及び幼稚園の長</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年とする。</u>ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>

代理する。

(会議)

第6条 (略)

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会に、児童生徒等のうち、次年度小学校又は中学校(特別支援学校を含む。)へ入学するものの就学相談を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、委員会の委員のうちから会長が選任する。

(相談員)

第8条 委員会に、前条第1項に規定する就学相談の補助を行うため、必要に応じ相談員を置くことができる。

2 相談員は、特別支援教育に関し職見を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 相談員の定員は、9人以内とする。

(守秘義務)

第9条 委員及び相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(会議)

第6条 (略)

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(調査員)

第7条 委員会に、専門の事項を調査するため、必要に応じ調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育委員会が任命する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(幹事)

第9条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 幹事は、委員会の事務について、委員を補佐する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。



議案第2号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号）

<b>議案第 3 号</b>	教育部 子ども家庭支援課
令和 7 年 11 月 28 日提出	(課長)山越寿彦 (担当)丸山大輔

件名	安曇野市家庭的保育事業等の認可に関する規則の制定について
決定を要する事項の内容	標記規則に係る承認
要旨	家庭的保育事業等の認可に係る事務手続を定めることにより、認可事務の円滑化を図る。
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業等とは、地域の多様な保育ニーズに対応し待機児童を解消のため、保育所より少人数の単位で 0 歳から 2 歳の乳幼児を保育する事業である。</li> <li>・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 の規定により、事業者が家庭的保育事業等を行う場合は、実施する市町村で認可を受ける必要がある。</li> <li>・安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 36 号）において、家庭的保育事業等の設備及び運営基準は定められているが、申請書や必要書類等の事務手続については定められておらず、申請手続等が明確になっていない。</li> <li>・申請者及び市の事務手続等が円滑に実施できるよう、認可事務に関する事項を教育委員会規則で定める。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

安曇野市家庭的保育事業等の認可に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会  
教育長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市家庭的保育事業等の認可に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等の認可及び同条第7項に規定する家庭的保育事業等の廃止又は休止について、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(認可の申請)

第3条 法第34条の15第2項の認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等認可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、家庭的保育事業等のうち家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の認可を受けようとする者は別表第1に掲げる書類を、居宅訪問型保育事業の認可を受けようとする者は別表第2に掲げる書類を前項の申請書に添えて提出しなければならない。

3 家庭的保育事業等の運営の適正化に資するため、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(認可の基準等)

第4条 認可の基準は、法、省令その他関係法令、安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号。以下「条例」という。）及び家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日付け雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(2) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を実施する場所が新耐震基準（建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正後の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）による基準をいう。別表第1において同じ。）に基づいた建物であること又は耐震診断等によって安全性が確認できる建物で

あること。

(3) 認可を受けようとする者が社会福祉法人及び学校法人以外の場合は、事業規模に応じた必要な経済的基礎を有するものとして、次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 原則として、家庭的保育事業等の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること又は不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号、社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に定められた要件を満たしていること。

イ 家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。

(意見の聴取)

第5条 教育委員会は、家庭的保育事業等の設置の認可をしようとする場合は、あらかじめ、安曇野市子ども・子育て会議条例（平成26年安曇野市条例第8号）第1条に規定する安曇野市子ども・子育て会議又は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(審査及び通知)

第6条 教育委員会は、第3条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、認可の可否を決定し、認可する場合は家庭的保育事業等設置認可通知書（様式第2号）を、認可しない場合は家庭的保育事業等設置認可不承認通知書（様式第3号）を当該申請を行った者に交付するものとする。

(認可内容の変更)

第7条 前条の規定により家庭的保育事業等の認可を受けた者が省令第36条の36第3項及び第4項の規定による届出をする場合は、家庭的保育事業等設置認可事項変更届（様式第4号）に変更内容に係る関係書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(廃止又は休止)

第8条 第6条の規定により家庭的保育事業等の認可を受けた者が法第34条の15第7項の規定により家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとする場合は、家庭的保育事業等廃止（休止）申請書（様式第5号）に廃止又は休止内容に係る関係書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(廃止又は休止の承認等)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、地域の保育の実情を勘案し、廃止又は休止の可否を決定し、承認する場合は家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書（様式第6号）を、承認しない場合は家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書（様式第7号）を当該申請を行った者に交付するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	添付書類
申請の概要に関するもの	(1) 申請概要書 (2) 誓約書
法人等に関するもの	(1) 定款又は寄附行為の写し (2) 登記事項証明書の写し (3) 印鑑証明書 (4) 代表・役員等一覧 (5) 家庭的保育事業等の設置に係る役員会等の議事録
法人代表者及び実務を担当する幹部職員（実務を担当する施設管理者。ただし、家庭的保育事業にあっては、家庭的保育者）に関するもの	(1) 法人等代表者及び施設管理者の履歴書又は経歴書 (2) 施設管理者の資格に係る登録証等の写し (3) 施設管理者の勤務証明書
経営に関するもの	(1) 家庭的保育事業等開設資金計画書 (2) 今後3年の事業収支計画 (3) 過去3年の決算書の写し（家庭的保育事業等の経営以外の事業を実施している場合は、法人等の全体の過去3年の財務内容について分かるもの） (4) 自己資金内訳表 (5) 預金残高証明書（申請書提出日の1月前以降の時点のもの） (6) 借入金の状況及び借入金償還計画 (7) 滞納がないことを証する書類又は納税証明書 ア 申請者が法人の場合

	<p>国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人都道府県民税・法人事業税）、市区町村民税及び固定資産税に係る納税証明書又は未納がないことの証明書</p> <p>イ 申請者が自然人の場合</p> <p>国税（所得税及び消費税）、都道府県民税（個人都道府県民税・個人事業税）、市区町村民税及び固定資産税に係る納税証明書又は未納がないことの証明書</p>
職員に関するもの	<p>(1) 施設管理者及び職員の構成</p> <p>(2) 職員全員の健康診断書及び資格に係る登録証等の写し</p> <p>(3) 嘱託医の医師免許証及び契約書の写し</p> <p>(4) 常勤職員雇用通知書の写し</p> <p>(5) 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の写し</p> <p>(6) 職員の勤務体制（予定）表</p>
建物その他設備に関するもの	<p>(1) 建物の位置図（周辺環境が分かるものに限る。）</p> <p>(2) 家庭的保育事業等を実施する土地及び建物が自己所有の場合は当該土地及び建物の登記全部事項証明書の写し。土地及び建物が自己所有でない場合において、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けるときは賃貸借契約書又は使用許可書の写し、国又は地方公共団体以外から貸与を受けるときは不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和についてに定める要件を確認できる書類及び賃貸借契約書の写し</p> <p>(3) 建物の平面図（各室の面積が分かるものに限る。）</p> <p>(4) 屋外遊戯場の求積図面又は代替遊戯場までの経路</p> <p>(5) 建物の各室から公道までの避難経路を記載した平面図</p> <p>(6) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し（検査済証を紛失した場合は、台帳記載事項証明書）</p> <p>(7) 建物の用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証書の写し（建物の用途変更をした場合に限る。）</p> <p>(8) 新耐震基準により建築された建物であることを証する書類又は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年度国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはIs値が0.6以上かつq値が1.0以上、木造の建築物にあつてはIw値が1.0以上であることを証する書類</p>

	<p>(9) 消防計画及び防火管理者専任届出書の写し</p> <p>(10) 自園調理の場合は給食施設の設置の届出を行ったことを証する書類の写し、調理業務を委託する場合は調理業務契約書の写し、搬入施設から食事を搬入する場合は外部搬入に係る契約書の写し</p> <p>(11) 実施施設の外観、各室及び遊戯場（代替遊戯場を含む。）の現況写真</p>
家庭的保育事業等の運営方針に関するもの	<p>(1) 家庭的保育事業等に関する運営規則</p> <p>(2) 就業規則、給与規定</p> <p>(3) 保育計画</p> <p>(4) 1日の保育スケジュール</p> <p>(5) 重要事項説明書（条例第18条に規定する重要事項が全て記載されているものに限る。）</p> <p>(6) 条例第6条第1項に規定する連携施設（以下「連携施設」という。）との協定書</p> <p>(7) 連携施設との緊急連絡網</p>
家庭的保育事業等の安全対策等に関するもの	<p>(1) 保育安全計画（以下の取組に係る年間スケジュール等を記載するものに限る。）</p> <p>ア 施設・設備（散歩コース、緊急避難先等を含む。）の安全点検</p> <p>イ 重大事故防止、災害・緊急時マニュアル等の策定及び共有</p> <p>ウ 児童への安全指導</p> <p>エ 保護者への説明及び共有</p> <p>オ 実践的訓練及び研修の実施</p> <p>カ 再発防止の徹底</p> <p>キ その他安全確保に向けた取組</p> <p>(2) 苦情を処理するために講ずる措置の概要が分かる書類</p> <p>(3) 重大事故防止マニュアル</p> <p>(4) 災害時マニュアル</p> <p>(5) 119番対応時マニュアル</p> <p>(6) 救急対応時マニュアル</p> <p>(7) 不審者対応時マニュアル</p> <p>(8) 加入している賠償責任保険等の契約書の写し</p>
その他	その他認可に関し必要と教育委員会が認める事項を示した書類

備考

- 1 写しと規定されている場合を除き、全て原本により提出をすること。

2 条例で定める基準に適合していることを確認できる書類であれば、この表に掲げる書類に代えることができるものとする。

別表第2（第3条関係）

区分	添付書類
申請の概要に関するもの	(1) 申請概要書 (2) 誓約書
法人等に関するもの	(1) 定款又は寄附行為の写し (2) 登記事項証明書の写し (3) 印鑑証明書 (4) 代表・役員等一覧 (5) 家庭的保育事業等の設置に係る役員会等の議事録
法人代表者及び実務を担当する幹部職員（実務を担当する施設管理者）に関するもの	(1) 法人等代表者及び施設管理者の履歴書又は経歴書 (2) 施設管理者の資格に係る登録証等の写し (3) 施設管理者の勤務証明書
経営に関すること	(1) 家庭的保育事業等開設資金計画書 (2) 今後3年の事業収支計画 (3) 過去3年の決算書の写し（家庭的保育事業等の経営以外の事業を実施している場合は、法人等の全体の過去3年の財務内容について分かるもの） (4) 自己資金内訳表 (5) 預金残高証明書（申請書提出日の1月前以降の時点のもの） (6) 借入金の状況及び借入金償還計画 (7) 滞納がないことを証する書類又は納税証明書 ア 申請者が法人の場合 国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人都道府県民税・法人事業税）、市区町村民税及び固定資産税に係る納税証明書又は未納がないことの証明書 イ 申請者が自然人の場合 国税（所得税及び消費税）、都道府県民税（個人都道府県民税・個人事業税）、市区町村民税及び固定資産税に係る納税証

	明書又は未納がないことの証明書
職員に関するもの	(1) 施設管理者及び職員の構成 (2) 職員全員の健康診断書及び資格に係る登録証等の写し (3) 嘱託医の医師免許証及び契約書の写し (4) 常勤職員雇用通知書の写し (5) 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書の写し (6) 職員の勤務体制（予定）表
家庭的保育事業等の運営方針に関するもの	(1) 家庭的保育事業等に関する運営規則 (2) 就業規則、給与規定 (3) 保育計画 (4) 1日の保育スケジュール (5) 重要事項説明書（条例第18条に規定する重要事項が全て記載されているものに限る。） (6) 連携施設との協定書 (7) 連携施設との緊急連絡網
家庭的保育事業等の安全対策等に関するもの	(1) 保育安全計画（以下の取組に係る年間スケジュール等を記載するものに限る。） ア 施設・設備（散歩コース、緊急避難先等を含む。）の安全点検 イ 重大事故防止、災害・緊急時マニュアル等の策定及び共有 ウ 児童への安全指導 エ 保護者への説明及び共有 オ 実践的訓練及び研修の実施 カ 再発防止の徹底 キ その他安全確保に向けた取組 (2) 苦情を処理するために講ずる措置の概要が分かる書類 (3) 重大事故防止マニュアル (4) 災害時マニュアル (5) 119番対応時マニュアル (6) 救急対応時マニュアル (7) 不審者対応時マニュアル (8) 加入している賠償責任保険等の契約書の写し
その他	その他認可に関し必要と教育委員会が認める事項を示した書類

備考

- 1 写しと規定されている場合を除き、全て原本により提出をすること。
- 2 条例で定める基準に適合していることを確認できる書類であれば、この表に掲げ

る書類に代えることができるものとする。

家庭的保育事業等認可申請書

（宛先） 安曇野市教育委員会

主たる事業所の所在地

（申請者）名称

代表者氏名

⑩

家庭的保育事業等の認可を受けたいので、安曇野市家庭的保育事業等の認可に関する規則第3条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類

家庭的保育事業

小規模保育事業（A型 B型 C型）

居宅訪問型保育事業

事業所内保育事業（保育所型 小規模型）

2 家庭的保育事業等の事業所の名称

3 家庭的保育事業等の事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4 事業開始予定年月日

家庭的保育事業等設置認可通知書

様

安曇野市教育委員会 

年 月 日付けで申請のありました家庭的保育事業等の認可について、児童福祉法第34条の15第5項の規定により下記のとおり認可としたので通知します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 定員
- 5 設置年月日
- 6 認可の条件

家庭的保育事業等設置認可不承認通知書

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました家庭的保育事業等の認可については、下記により不承認としたので通知します。

記

1 事業の種類

2 事業所名称

3 事業所の所在地

4 不承認とした理由

（教示）

1 審査請求について

この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記にかかわらず、上記1の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

家庭的保育事業等設置認可事項変更届

(宛先) 安曇野市教育委員会

主たる事業所の所在地

(申請者) 名称

代表者氏名

㊟

第 号で認可を受けた家庭的保育事業等の認可内容について、児童福祉法施行規則第36条の36第3項（第4項）の規定により変更したいので下記のとおり関係書類を添えて届出します。

1 事業概要

事業の種類	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業（      型） <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業（      型）
事業所名称	
事業所の所在地	〒 電話

2 変更事項

3 変更理由

4 変更年月日：      年      月      日（予定）

家庭的保育事業等廃止（休止）申請書

（宛先） 安曇野市教育委員会

主たる事業所の所在地

（申請者）名称

代表者氏名

㊟

第 号で認可を受けた家庭的保育事業等について、児童福祉法第34条の15第7項の規定により廃止（休止）したいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 施設の概要

事業の種類	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業（                      型） <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業（                      型）
事業所名称	
事業所の所在地	〒  電話

2 廃止予定日又は休止予定期間

廃止                      （廃止予定日）                      年                      月                      日

休止                      （休止予定期間）                      年                      月                      日から                      年                      月                      日まで

3 廃止（休止）の理由

4 現に保育を受けている児童等に対する処遇

5 職員に対する処遇

6 廃止後の財産の処分方法

家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等の廃止（休止）については、  
下記により承認したので通知します。

記

1 事業の種類

2 事業所名称

3 事業所の所在地

4 廃止日又は休止期間

廃止日 年 月 日

休止期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 指示事項

家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等の廃止（休止）については、下記により不承認としたので通知します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業所名称
- 3 事業所の所在地
- 4 不承認とした理由

（教示）

1 審査請求について

この処分については、教育委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分については、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、この処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記にかかわらず、上記1の審査請求をした場合において、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<b>議案第4号</b>	教育部 各課
令和7年11月28日提出	

<b>タイトル</b>	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">共催</th> <th style="text-align: center;">後援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化課</td> <td style="text-align: center;">2件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども家庭支援課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(詳細 別紙)</p>			課名	共催	後援	学校教育課		1件	生涯学習課	1件	1件	文化課	2件		子ども家庭支援課		1件
課名	共催	後援																
学校教育課		1件																
生涯学習課	1件	1件																
文化課	2件																	
子ども家庭支援課		1件																
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。）</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。</p>																		

学校教育課

■安曇野市制施行20周年記念事業 子どもの支援の輪を広げる～教育と地域の協働をめざして～ 主催：安曇野市PTA連合会 種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
安曇野市PTA連合会 太田 幸美	教育と地域の協働をめざし、子どもの支援の輪を広げるため	11月17日	令和8年1月24日(土)	豊科公民館	安曇野市PTA連合会は各学校の活動や情報を共有する機会を積極的に設けている。PTA解散、縮小の動きは加速しており「子どもたちのための活動とは何か」それぞれの立場から考える機会とする。	「みんなの学校」映画上映・安曇野市PTA連合会の展望	-	-	-	基準第3条第2項より可

生涯学習課

■FPフォーラムin安曇野

主催：特定非営利活動法人 日本FP協会 長野支部

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
特定非営利活動法人 日本FP協会 長野支部 代表 大久保紗子	本フォーラムは「お金事情から生活を学ぶ」ものとして、生涯学習に資するものです。貴会の「後援」をいただくことにより、生活者もより安心して相談できるよう、生活者に対しより中立的な支援が可能となるため。	10月14日	令和8年1月31日(土) 13:30~16:45	豊科交流学習センター きぼう	生活者向けの無料相談とFPフォーラム「FP講演会」を開催いたします。 一般生活者の生活設計や家計の目標を表現し、精神的・経済的に豊かな生活をおくることができるよう支援し、健全な生活向上に寄与することを目的としています。	セミナーおよび相談会	-	-	-	基準第3条第2項(により)可

■安曇野市芸能フェスティバル

主催：安曇野市芸能文化協会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
安曇野市芸能文化協会 代表 高橋清美	安曇野市文化協会主催の企画・推進のため、是非、市教育委員会の共催をお願いしたい。生涯学習の一環として、市民に芸能文化を楽しんで頂くため。	10月27日	令和8年3月1日(日) 9:00~17:00	豊科公民館ホール	市内5地域の芸能文化協会が活動しているグループ等が一同に会し、日頃の成果を発表することを通してお互いの交流を深める。そして、安曇野市の地域文化の継承、発展を期するとともに、市民の皆様に芸能文化を楽しんでいただきたい。	芸術文化協会で活動している各グループの成果発表	○	○	○	基準第3条第2項(により)可

文化課

■安曇野さんぽ市

主催：安曇野さんぽ市実行委員会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
安曇野さんぽ市実行委員会 実行委員長 古畑委子	安曇野が誇るべき手仕事の文化を、市民をはじめ、この地を訪れる方々に積極的に普及させ、市民同士が楽しく交流する場として広く定着させたい。	10月21日	令和8年5月16日(土)～17日(日)	安曇野市穂高交流学習センター「みらい」	様々なジャンル作家と一般市民が、手づくり品の展示・販売・ワークショップを通じて交流を深める。	家具、木の小物、陶器、ガラス、革、染色、織物、絵画作品等の展示販売を行う。 出展者 70ブース 入場料無料 参加料1日2,500円	○	○	○	基準第3条第2項により可

■【移動展示】絵と詩 少数民族シヨルのこころ展

主催：東京大学附属図書館アジア研究図書館上廣倫理財団寄付研究部門

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
東京大学附属図書館アジア研究図書館上廣倫理財団寄付研究部門 豊前門長	この企画展は危機言語を含む多様な文化の継承と発信を通じ、歴史・民俗・文化遺産の継承に資するた	11月5日	令和8年2月4日(水)～2月15日(日)	安曇野市豊科郷土博物館 1階・2階ホール	主に南シベリアに居住するシヨル人の絵画と、その言語であるシヨル語の詩歌を、パネル等を利用して展示する。シヨル語は消滅が危惧される少数民族であるが、日本での認知度は決して高いとは言えない。シヨル人の民族性や生活風貌、思想観念等を反映した絵画・詩歌を日本に住む人々に紹介し、また世界各地の少数民族の現状について考えるきっかけとしたい。	作家紹介・絵と詩の紹介 パネル20枚	-	-	-	基準第3条第2項により可

## 子ども家庭支援課

■いのちを考えるお話し会withマルシェ 主催：すこやかかな未来を育み隊実行委員会 種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
すこやかかな未来を育み隊実行委員会 代表 村山有美	命を考える学びを通して子どもを育む環境を充実させたいため。	11月12日	令和8年11月10日(土)	高山公会館・境内地	環境や健康に配慮した食育や、性教育を通じて次世代の子ども達及び子育て世代の未来をより健やかにするために、青少年の健全育成に関わるイベントを執り行う	午前の部：命を考える人形劇 午後の部：草の根活動の3人の性教育についてクロックトーク (ほか)にマルシェと希望者に食事の提供	-	-	-	基準第3条第2項により可

<b>報告第1号</b>	教育部 学校教育課
令和7年 11 月 28 日提出	(課長) 上條貴芳 (担当) 塩原邦哲

タイトル	私立高校に対する公費助成の陳情について																																						
要旨	中信地区私学助成推進協議会から、私立高校に対する公費助成の陳情書が提出されたもの。																																						
説明	<p>1 陳情書の要旨</p> <p>(1) 私立高校への経常費補助金(一校一律・生徒数割)、及び教育条件改善のために私立高等学校への教育施設・機器補助を継続並びに増額を行っていただきたい。</p> <p>(2) 私立高等学校の募集・広報活動に対して支援・協力を行っていただきたい。</p> <p>2 令和7年度 中信地区私学助成推進協議会各校への助成状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">生徒 総数 (人)</th> <th style="text-align: center;">市内 在住 生徒 数 (人)</th> <th style="text-align: center;">安曇野市からの補 助額(円) ※市内生徒1人× 10,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松商学園高等学校</td> <td style="text-align: center;">1,377</td> <td style="text-align: center;">190</td> <td style="text-align: center;">1,900,000</td> </tr> <tr> <td>松本第一高等学校</td> <td style="text-align: center;">611</td> <td style="text-align: center;">79</td> <td style="text-align: center;">790,000</td> </tr> <tr> <td>松本国際高等学校</td> <td style="text-align: center;">1,537</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">1,000,000</td> </tr> <tr> <td>エクセラン高等学校</td> <td style="text-align: center;">321</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">370,000</td> </tr> <tr> <td>信濃むつみ高等学校</td> <td style="text-align: center;">541</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;">810,000</td> </tr> <tr> <td>東京都市大学塩尻高等学校</td> <td style="text-align: center;">794</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">330,000</td> </tr> <tr> <td>松本秀峰中等教育学校</td> <td style="text-align: center;">535</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">230,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">5,716</td> <td style="text-align: center;">543</td> <td style="text-align: center;">5,430,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※助成対象生徒数は、令和7年5月1日基準日における在籍者  ※松本秀峰中等教育学校は、後期課程が助成対象</p>			学校名	生徒 総数 (人)	市内 在住 生徒 数 (人)	安曇野市からの補 助額(円) ※市内生徒1人× 10,000円	松商学園高等学校	1,377	190	1,900,000	松本第一高等学校	611	79	790,000	松本国際高等学校	1,537	100	1,000,000	エクセラン高等学校	321	37	370,000	信濃むつみ高等学校	541	81	810,000	東京都市大学塩尻高等学校	794	33	330,000	松本秀峰中等教育学校	535	23	230,000	合 計	5,716	543	5,430,000
学校名	生徒 総数 (人)	市内 在住 生徒 数 (人)	安曇野市からの補 助額(円) ※市内生徒1人× 10,000円																																				
松商学園高等学校	1,377	190	1,900,000																																				
松本第一高等学校	611	79	790,000																																				
松本国際高等学校	1,537	100	1,000,000																																				
エクセラン高等学校	321	37	370,000																																				
信濃むつみ高等学校	541	81	810,000																																				
東京都市大学塩尻高等学校	794	33	330,000																																				
松本秀峰中等教育学校	535	23	230,000																																				
合 計	5,716	543	5,430,000																																				



報告第2号	教育部 学校教育課
令和7年11月28日提出	(課長)上條貴芳 (担当係長)岡村優

タイトル	「令和4年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事 建築主体工事及び電気設備工事に係る変更請負契約」について									
要旨	三郷小学校長寿命化改良工事の建築主体工事及び電気設備工事について、工事請負契約書第25条第1項（スライド条項）に基づく請負代金の変更と、是正工事追加に伴う工期の変更。									
	<p>1 経過</p> <p>(1) 請負代金の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築主体工事については令和7年6月2日に受注者である「北野・山共特定建設工事共同企業体」から、電気設備工事については、令和7年4月1日に受注者である「TOSYS・有賀電気特定建設工事共同企業体」からそれぞれ「工事請負契約書第25条第1項に基づく請負代金の変更について（請求）」が提出された。</li> <li>・ 令和7年9月議会に補正予算の議決を経て、スライド協議開始日を令和7年10月1日として協議を開始した。同月14日に、それぞれの受注者から承諾書が提出されたことから、11月10日に変更仮契約を締結した。</li> </ul> <p>(2) 工期の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 是正工事が必要な箇所が判明したことから、詳細な内容と期間について、関係箇所との検討と調整を重ねてきたところ、延長する工事期間が確定した。スライドによる請負代金の変更契約に合わせ、令和7年11月10日に工期についても変更仮契約を締結した。</li> </ul> <p>(3) 経緯一覧</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和7年 4月1日</td> <td>TOSYS・有賀電気特定建設工事共同企業体から「工事請負契約書第25条第1項に基づく請負代金の変更について（請求）」が提出される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6月2日</td> <td>北野・山共特定建設工事共同企業体から「工事請負契約書第25条第1項に基づく請負代金の変更について（請求）」が提出される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8月26日</td> <td>安曇野市議会9月定例会にて補正予算議決</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月1日</td> <td>それぞれの請求について、スライド変更金額協議開始（「工事請負契約書第25条第8項に基づく協議の開始日について（通知）」の送付）</td> </tr> </table>		令和7年 4月1日	TOSYS・有賀電気特定建設工事共同企業体から「工事請負契約書第25条第1項に基づく請負代金の変更について（請求）」が提出される。	6月2日	北野・山共特定建設工事共同企業体から「工事請負契約書第25条第1項に基づく請負代金の変更について（請求）」が提出される。	8月26日	安曇野市議会9月定例会にて補正予算議決	10月1日	それぞれの請求について、スライド変更金額協議開始（「工事請負契約書第25条第8項に基づく協議の開始日について（通知）」の送付）
令和7年 4月1日	TOSYS・有賀電気特定建設工事共同企業体から「工事請負契約書第25条第1項に基づく請負代金の変更について（請求）」が提出される。									
6月2日	北野・山共特定建設工事共同企業体から「工事請負契約書第25条第1項に基づく請負代金の変更について（請求）」が提出される。									
8月26日	安曇野市議会9月定例会にて補正予算議決									
10月1日	それぞれの請求について、スライド変更金額協議開始（「工事請負契約書第25条第8項に基づく協議の開始日について（通知）」の送付）									

10月10日	それぞれの共同企業体に対し、スライド変更金額を提示 (「工事請負契約書第 25 条第7項に基づく請負代金の変更について(協議)」の送付)
10月14日	それぞれの共同企業体より、スライド変更金額について承諾書が提出される。
11月10日	それぞれの共同企業体と変更仮契約締結
<p>2 変更契約の内容</p> <p>(1) 請負代金</p> <p>① 建築主体工事</p> <p>変更前：1,895,300,000 円  変更額： 17,050,000 円  変更後：1,912,350,000 円</p> <p>② 電気設備工事</p> <p>変更前： 234,740,000 円  変更額： 6,831,000 円  変更後： 241,571,000 円</p> <p>(2) 工期</p> <p>変更前：令和5年9月22日 ～ 令和8年3月18日  変更後：令和5年9月22日 ～ 令和9年3月18日</p> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>	

# 工 程 表

計画	令和 6 年度												令和 7 年度												令和 8 年度											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
当初又は 変更承認時の変更計画	I 期工事																																			
	II 期工事																																			
	III 期工事																																			
変更計画	I 期工事																																			
	II 期工事																																			
	III 期工事																																			

種別 ■ II 期工事 ■ III 期工事 ■ 是正工事

報告第3号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号）

<b>報告第4号</b>	教育部 学校教育課
令和7年11月28日提出	(課長)上條貴芳 (担当)會田幸穂

件名	令和7年度 交通事故0「ゼロ」プロジェクトの結果について																				
要旨	令和7年度 交通事故0「ゼロ」プロジェクトで実施した概要、事業内で実施した交通安全クイズの結果を報告するもの																				
説明	<p>1 目 的 安曇野市教育委員会では、令和2年度から子どもたちの大切な命を守るため、交通事故0「ゼロ」を目指した取り組みを実施している。本年度は、令和7年 秋の全国交通安全運動（令和7年9月21日(日)～同月30日(火)）に併せて、本事業は9月21日(日)から10月20日(月)までの1か月として取り組んだ。</p> <p>2 プロジェクト実施内容  (1) 交通事故防止ポスターの掲示 啓発ポスターを主として学校やこども園、支所、公民館など公共施設を中心に掲出し、本プロジェクトの周知を行った。  (2) 横断幕の掲出 市役所に横断幕を掲出し、本プロジェクトの周知を行った。  (3) 親子で取り組む交通安全クイズの実施 秋の全国交通安全運動に併せ、親子で1年に1回は交通安全について話し合うきっかけとなるよう、交通安全クイズを作成し、市内のすべての小・中学校にチラシの配布を行った。</p> <p>&lt;交通安全クイズの回答状況&gt; 回答状況については、下記のとおりとなった。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学生・低</th> <th>小学生・高</th> <th>中学生</th> <th>保護者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数</td> <td style="text-align: center;">2,151</td> <td style="text-align: center;">2,367</td> <td style="text-align: center;">2,359</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>回答数</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;">114</td> <td style="text-align: center;">103</td> <td style="text-align: center;">118</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td style="text-align: center;">6.09%</td> <td style="text-align: center;">4.82%</td> <td style="text-align: center;">4.36%</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;クイズの感想&gt;  ・自転車の右側に降りると危ないということがわかったので、左側に降りるようにする。(小学生)  ・踏切内で立ち往生している車を見かけたときは、ためらわずに非常ボタンを押そうと思う。(中学生)  ・クイズを通して、子どもと交通ルールについて考える良い機会になった。(保護者)</p>		小学生・低	小学生・高	中学生	保護者	対象数	2,151	2,367	2,359	—	回答数	131	114	103	118	回答率	6.09%	4.82%	4.36%	—
	小学生・低	小学生・高	中学生	保護者																	
対象数	2,151	2,367	2,359	—																	
回答数	131	114	103	118																	
回答率	6.09%	4.82%	4.36%	—																	

今後も、本プロジェクトが親子で交通安全を考える機会となる  
ことが定着するよう取り組みたい。

(以 上)

ちいき こ いのち まも  
地域ぐるみで子どもの命を守る

こうつうじこ ゼロ  
交通事故0プロジェクト



かぞく かんが こうつうあんぜん  
～家族と 考えよう「交通安全」～ クイズにチャレンジ!

9月21日から「秋の全国交通安全運動」がはじまりました。

家族でクイズにチャレンジして、「交通安全」について話し合ってみよう!



●こうつうあんぜんクイズ

しょうがく ねんせい むけ  
(小学1～3年生向け)

みんなは、どのくらいこうつう  
ルールをわかっているかな。

こうつうあんぜん  
クイズでたしか  
めてみよう。



〈小学1～3年生〉

●交通安全クイズ

(小学4～6年生向け)

自転車にも、守らないといけない  
ルールがあるよ。どんなルールが  
あるのか、クイズに

ちょうせん  
挑戦してみよう。



〈小学4～6年生〉

●交通安全クイズ

(中学生向け)

中学生になって、ルールなんて  
知ってるよって思っていない?

交通ルールについて、改めて  
考えてみよう。



〈中学生〉

●交通安全クイズ

(保護者向け)

お子さんとクイズに挑戦して、  
親子で交通ルールを  
考える時間をつくりましょう。



〈保護者〉



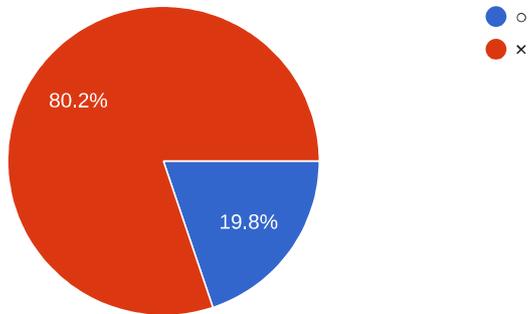
## こつつっあんぜんクイズ (小学校低学年向け)

131 件の回答

[分析を公開](#)

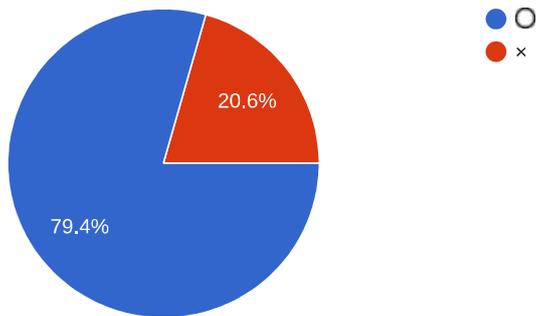
しんごうきがあおいろにかわったので、すぐにどうろをわたりはじめた [コピー](#)

131 件の回答



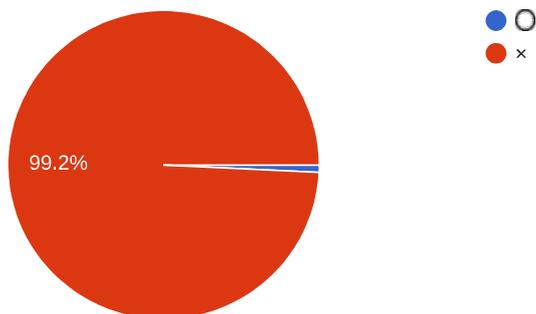
ほどうのないどうろでは、どうろのみぎがわをあるく [コピー](#)

131 件の回答



ボールがどうろにころがってしまったので、いそいでどうろにとびだして、ボールをひろった [コピー](#)

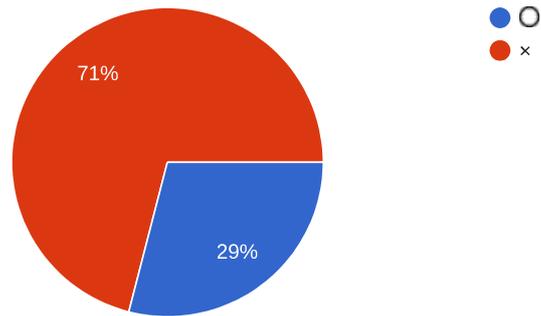
131 件の回答



じてんしゃのてんけんとは、じてんしゃにのるまえにじてんしゃをピカピカにそうじをすることだ

 コピー

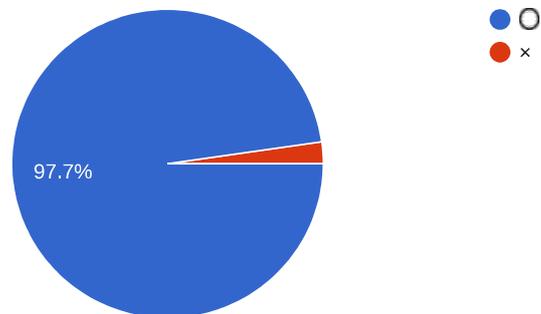
131 件の回答



どうろのはんたいがわでなまえをよばれたが、しっかりとまわりをかくにんして、どうろをわたった

 コピー

131 件の回答



このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 - [フォームのオーナーに問い合わせる](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

このフォームが不審だと思われる場合 [報告](#)

Google フォーム





## 交通安全クイズ（小学校高学年向け）

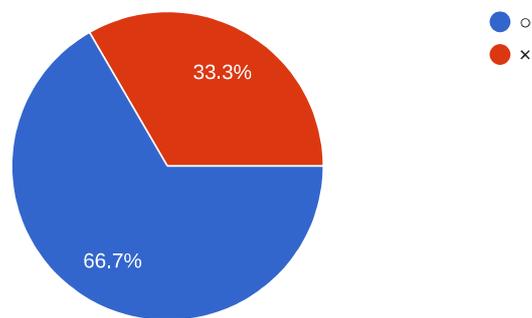
114 件の回答

[分析を公開](#)

自転車に乗る前の点検は、「ぶたはしゃべる」を合言葉に行う。

[コピー](#)

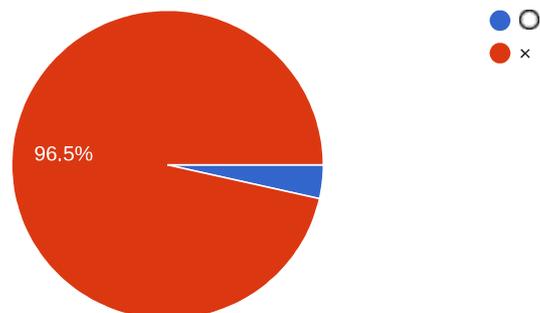
114 件の回答



踏切は遮断機が下りていなければ安全なので、安全確認しなくても渡ってもよい。

[コピー](#)

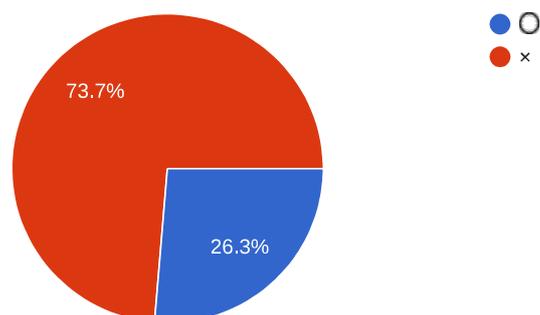
114 件の回答



自転車から降りる際は、自転車の右側に降りるほうがよい。（道路の左側を走行している場合）

[コピー](#)

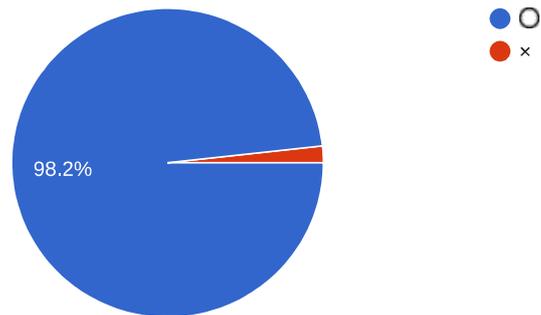
114 件の回答



ヘルメットは交通事故等で生じる頭への衝撃を軽減する働きがある。

 コピー

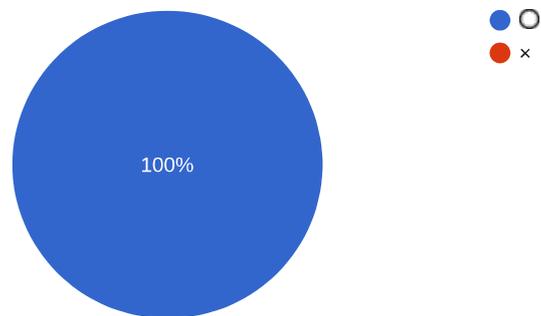
114 件の回答



交通ルールは運転手だけが守るのではなく、歩行者も交通ルールを守る必要がある。

 コピー

114 件の回答



このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 - [フォームのオーナーに問い合わせる](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

[このフォームが不審だと思われる場合 報告](#)

Google フォーム





## 交通安全クイズ（中学生向け）

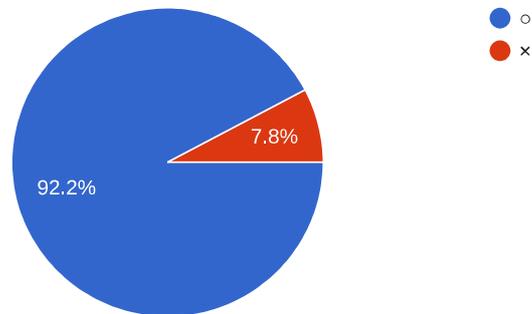
103 件の回答

[分析を公開](#)

反射材には、自動車や自転車のライトを反射させて、運転手に歩行者の存在を知らせる働きがある。

[コピー](#)

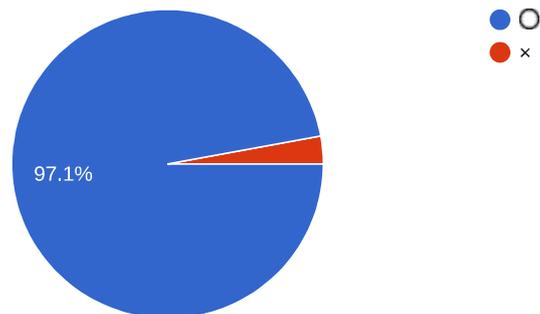
103 件の回答



踏切を自転車で走行する場合は、一時停止をして安全を確認する必要がある。

[コピー](#)

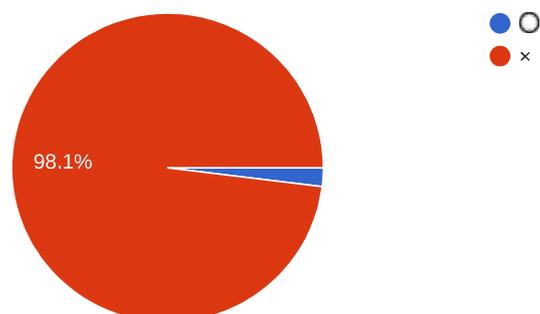
103 件の回答



自転車を運転中に外が暗くても周囲が明るく道がわかれば、ライトを点灯する必要はない。

[コピー](#)

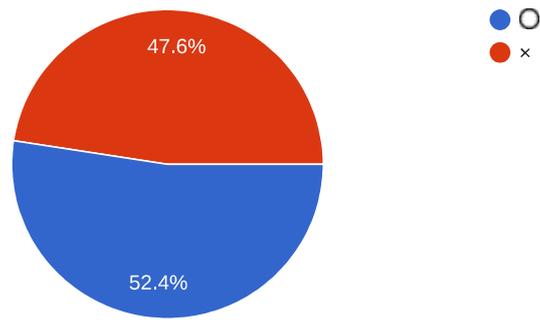
103 件の回答



踏切内で立ち往生している車や、動けない人を見つけたときには、大きな声で電車の運転手に異変を知らせる。

 コピー

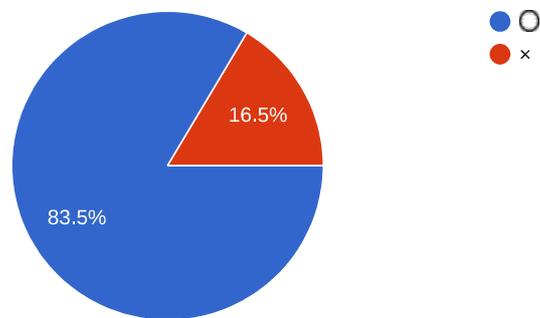
103 件の回答



自転車に乗りながらスマートフォン等を操作することは、道路交通法で禁止されている。

 コピー

103 件の回答



このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 - [フォームのオーナーに問い合わせる](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

[このフォームが不審だと思われる場合 報告](#)

Google フォーム





## 交通安全クイズ（保護者向け）

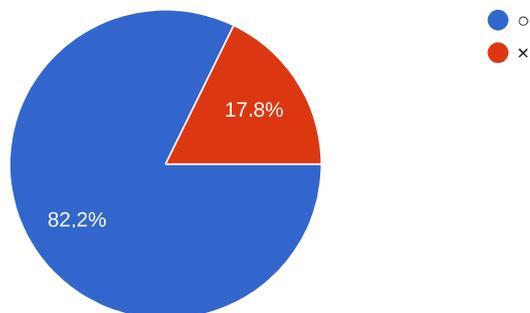
118 件の回答

[分析を公開](#)

飲酒運転は運転手のほかに、同乗者とお酒を提供した店舗も罰せられる可能性がある。

[コピー](#)

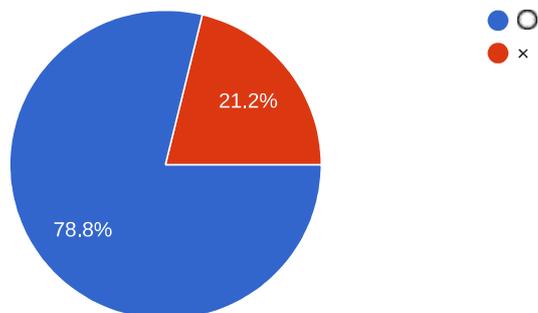
118 件の回答



電動キックボードは、16歳未満の運転は禁止されている。

[コピー](#)

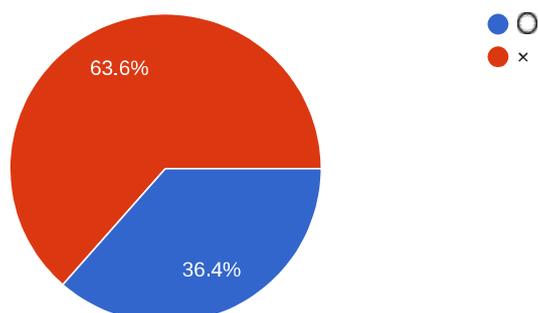
118 件の回答



この標識は、表示されている時間帯は子どもや自転車がたくさん通るので気をつけて走行しましょうという意味である。

[コピー](#)

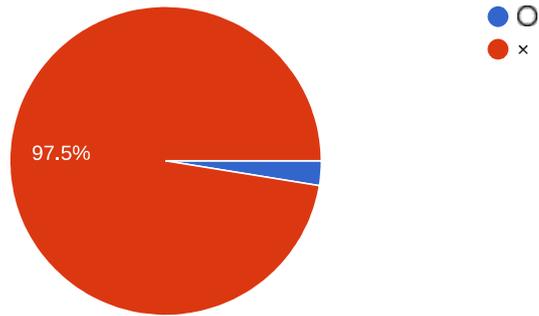
118 件の回答



自転車は、傘を差しながら運転できる。

 コピー

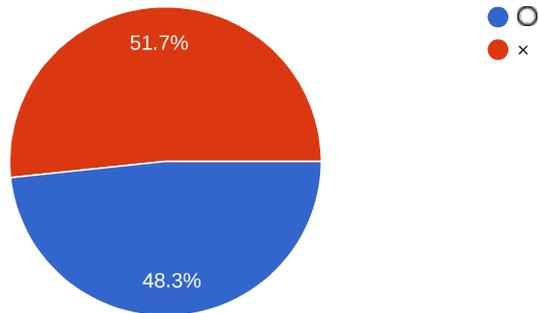
118 件の回答



チャイルドシートの使用義務は6歳未満である。

 コピー

118 件の回答



このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 - [フォームのオーナーに問い合わせる](#) - [利用規約](#) - [プライバシーポリシー](#)

このフォームが不審だと思われる場合 [報告](#)

Google フォーム



報告第5号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号）

<b>報告第6号</b>	教育部 各課
令和7年11月28日提出	

<b>タイトル</b>	後援依頼の教育長専決の報告について		
<b>報告を要する事項の内容</b>	教育長専決に伴う報告		
<b>要旨</b>	課名	後援	
	学校教育課	1件	
	生涯学習課	1件	
	文化課	5件	
	子ども家庭支援課	3件	
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1）行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>（2）共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>（3）後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>（1）国又は地方公共団体</p> <p>（2）学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>（1）行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。</p> <p>（2）公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>（3）政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>（4）参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>（5）入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>（6）団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。</p> <p>（1）前条第1項に規定する行事</p> <p>（2）過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。）</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。</p>			

■専決案件（総括表）

No	行事名	主催者	開催日程	専決理由	所管
1	第51回中信地区小学校管楽器交歓演奏会	中信地区小学校管楽器教育研究会	令和7年12月13日(土)	過去承認	学
2	子供と家族の未来を考えるマネー講座	子供と家族の未来を考える会長長野県中南信支部	第49回 令和7年11月28日(金) 第50回 11月29日(土) 第51回 12月1日(月)	過去承認	生
3	第37回ヴァイオリン演奏会	うしやまヴァイオリンスクール	令和7年11月22日(土)	過去承認	文
4	第38回秘めたる穂高の工芸作家二十人展	穂高神社	令和8年1月1日(木)~3日(土)	過去承認	文
5	安曇野いけばな展	安曇野いけばな協会	令和8年2月28日(土)~3月1日(日)	過去承認	文
6	第61回彫刻展	彫刻展の会	令和8年1月29日(木)~2月1日(日)	過去承認	文
7	第39回市民タイムス書き初め展	(株)市民タイムス	令和8年2月28日(土)~3月2日(月)	過去承認	文
8	しまじろうコンサート「しまじろうのミュージックアドベンチャー」	(株)テレビ信州、スーパーキャスト、(一財)塩尻市文化振興事業団	令和8年1月24日(土)	過去承認	子
9	2025.Azumino.光のページェント	Azumino.光のページェント実行委員会	令和7年12月6日(土)~令和8年2月1日(日)	過去承認	子
10	安曇野ガールスカウトみつばちランドクリスマス体験会	一般社団法人ガールスカウト長野県第38団	令和7年12月7日(日)	過去承認	子

## 学校教育課

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
中信地区小学校管楽器教育研究会 五味徹	地域の方々への感謝を伝える場として、発表の場を設けることにより、児童に真剣に取り組む大切さを学んでもらう。その学びが学校生活の推進に資すると考えるため。	10/29	令和7年12月13日(土)	キッセイ文化ホール	金管バンドや吹奏楽を愛好する児童が、音楽を通して交流を深める演奏会。	金管バンドや吹奏楽の演奏発表会	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年11月4日										
結果(○)										
専決の理由(過去承認)										

## 生涯学習課

### ■子供と家族の未来を考えるマナー講座

### 主催:子供と家族の未来を考える会 長野県中南信支部

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
子供と家族の未来を考える会 長野県中南信支部 支部長 松沢俊介	金融リテラシーの学びは、生涯の生活に必要な学習となります。中立公正な立場で金融リテラシーを提供するため、後援を申請します。	10/17	令和7年 第49回11月28日(金) 第50回11月29日(土) 第51回12月1日(月)	Zoomを使ったオンラインセミナー	金融リテラシーの提供	このセミナーでは金融庁が推奨する最低限、身につけておきたい金融リテラシー(金融・経済・お金の知識)を提供します。子育て世代(小中学生の保護者様)を対象にオンラインセミナーによる金融リテラシーの提供。	-	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年10月22日										
結果(○)										
専決の理由(過去承認)										

## 文化課

### ■第37回ヴァイオリン演奏会

### 主催:うしやまヴァイオリンスクール

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
うしやまヴァイオリンスクール 牛山孝介	安曇野市内(成相コミュニケーションセンター)の教室に通う生徒も参加する演奏会を多くの方に聴いていただき、音楽文化の振興に寄与したい。	10/2	令和7年11月22日(土)	松本市 音楽文化ホール メインホール	日頃の練習の成果を発表する機会として、発表会を行う。	うしやまヴァイオリンスクール発表会 ヴァイオリン独奏 ピアノ独奏 他	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年10月21日										
結果(○)										
専決の理由(過去承認)										

■第38回秘めたる穂高の工芸作家二十人展

主催：穂高神社

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
穂高神社 宮司 保尊勉	一般市民への芸術文化の向上・啓蒙のため、また、展覧会を多くの市民に周知するため。	10/10	令和8年1月1日(木)～ 3日(土)	穂高神社参集殿	穂高には、故高橋節郎先生をはじめ、多くの工芸作家の活動を通して一般への芸術文化の向上、啓蒙を行っている。	穂高を拠点とする工芸作家約20名による作品の展示。 入場料：無料	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年10月21日							結果(○)			

■安曇野いけばな展

主催：安曇野いけばな協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
安曇野いけばな協会 鈴木久美子	生涯学習の一環並びに芸術文化の振興に寄与することを目的としているため	10/16	令和8年2月28日(土) ～3月1日(日)	安曇野市豊科交流 学習センターさきぼう	・流派や資格に関係なく、花を愛する皆さんのいけばな展の開催。 ・生涯学習の一環として、地域と密着した文化活動を行う。 ・花展を開催することにより個人のレベルアップを図る。	約41名によるいけばな作品の展示を行う。 会費：1,500円 出瓶料：4,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年10月24日							結果(○)			

■第61回彫刻展

主催：彫刻展の会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
彫刻展の会 塩島千典	安曇野市在住者を含み、そのほとんどが中信地区在住の出品者による61回を数える彫刻作品展で、貴市の進める生涯学習・芸術文化振興に寄与することが期待される。後援いただくことで制作者が自己研さんに努むため。	10/22	令和8年1月29日(木) ～2月1日(日)	破山公園 研成ホール	展覧会形式で自己研鑽による彫刻・立体造形作品を展示・発表することにより、地域の芸術文化の振興・発展に資する。	彫刻・立体造形・デッサン作品等の展示発表(約50点) 入場無料	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年10月29日							結果(○)			

■第39回市民タイムス書き初め展

主催：(株) 市民タイムス

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
(株)市民タイムス 代表取締役 新保裕介	地元の小中学生(幼児)に広く告知し、大勢の子供たちに出品してもらおうことにより文化活動に資するため。	11/4	令和8年2月28日(土) ～3月2日(月)	井上アインティ21 (山形村)	新年の伝統文化である「書き初め」作品を地元の幼児・小中学生から広く集り、審査・展示・表彰等を行うことで書初文化の継承を図る。	審査会で入賞となった作品約1,000点を会場に展示し、来場者に鑑賞してもらおう。入賞者には賞状と記念品を贈る。上位者の表彰式も行う。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年11月11日							専決の理由(過去承認)			
結果(○)										

子ども家庭支援課

■しまじろうコンサート「しまじろうのミュージックアドベンチャー」

主催：(株)テレビ信州、スーパーカーヤスト、(一財)塩尻市文化振興事業団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
(株)テレビ信州 代表取締役 八野谷 俊介	安曇野市民含めより多くの方にご来場いただき、イベントが子どもを育む環境の充実に繋がりたいため	10/16	令和8年1月24日(土)	レザンホール(塩尻市文化会館)大ホール	情操教育につながる観客参加型のステージを幼児連れの親子に楽しんでもらう	「しまじろのしまじろ」のキャラクターによる観客の謎解き、演奏を交えた参加型音楽ステージを1日2公演	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年10月29日							専決の理由(過去承認)			
結果(○)										

■2025.Azumino.光のページェント

主催：Azumino.光のページェント実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
Azumino.光のページェント実行委員会 小林 祐介	市民自らによる、子供たちに夢と希望を与え、心を育むイベントとして広く関心を高めるため。	10/22	令和7年12月6日(土) ～令和8年2月1日(日)	安曇野の里特設会場	子供たちに夢と希望を与え、共に、地域の活性化と観光地づくりを目的とした、市民ボランティアによる手作りのイルミネーションイベント	会場内のイルミネーション点灯	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和7年10月28日							専決の理由(過去承認)			
結果(○)										

■安曇野ガールスカウト みつばちランド クリスマス体験会

主催：一般社団法人ガールスカウト長野県第38団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
(一社)ガールスカウト長野県第38団 団委員長 小林 昭子	安曇野市の子供たちに、遊びの場と企画・準備の場を提供し、体験を通して青少年の健全育成の一助としたい。ため、後援をいただき広く周知したい。	10/27	令和7年12月7日(日)	堀金公民館 会議室 I	安曇野市の子供たちが自分たちで遊びを企画・準備・実施する場を提供すると共に、季節を感じる活動を取り入れ、地域交流・異年齢交流の場も提供する。	ゲーム、クラブ、プレゼント交換	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日：令和7年10月29日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

令和7年度 事業進捗状況報告(懸案事項等)

1 学校教育課

教育指導室・学校教育担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
学校保健事業関係	1 血液検査実施(小学5年生、中学2年生) ・11/20(木) 明科中・明南小・明北小  2 教職員健康推進事業 ・11/16(日)カウンセリングルーム(市役所本庁舎) ・11/24(月)～12/7(日)第2回ストレスチェック	
就学時健診業務	1 就学時健康診断 ・11/7(金) 堀金小 ・11/12(水) 豊科北小	1 就学時健康診断 ・未受診者の総ざらい 12月中旬以降
就学援助事務	1 就学援助 ・修学旅行費支給に係る調査  2 特別支援教育就学奨励費 ・修学旅行費支給に係る調査	1 就学援助 ・修学旅行費支給 12月以降  2 特別支援教育就学奨励費 ・修学旅行費支給 12月以降
GIGA スクール	1 1人1台端末更新関係 ・共同調達の仕様検討  2 ICT教育推進委員会 ・児童生徒の教育活動への生成 AI 導入に向けた、一部学校への試験的導入 (堀金中)11/18(火)～1ヶ月程度	1 1人1台端末更新関係 ・共同調達の仕様決定  2 ICT教育推進委員会 ・児童生徒の教育活動への生成 AI 導入に向けた、一部学校への試験的導入 (豊科北中)3学期
コミュニティスクール事業	1 第2回学校運営協議会 ・11/21(金) 豊科北小学校 ・11/28(金) 穂高北小学校  2 地域学校協働本部連絡会 ・11/27(木) 堀金地域	1 学校運営協議会 ・12/2(火) 豊科東小学校 ・12/9(火) 豊科南小学校、堀金中学校  2 地域学校協働本部連絡会 ・12/3(水) 三郷地域 ・12/11(木) 穂高地域 ・12/15(月) 豊科地域 ・12/25(木) 明科地域
学校安全支援事業	1 通学路合同点検 ・10/30(木) 豊科地域、堀金地域、明科地域 ※今年度は、上記3地域のみ合同点検を実施。 2 学校安全総合支援事業 ・11/6(木) 明科中学校 避難訓練及び実践委員会	
小規模特認校制度	1 募集事務(新2年生以上) ・9/24(水)～11/7(金)まで 体験入学及び学校長面談、申請受付終了	1 募集事務(新2年生以上) 就学の決定事務
部活動の地域展開(地域移行)	1 各種会議の主催、参加等 ・10/23(木) 県教委主催地域展開担当者会議 ・10/27(月) 吹奏楽・合唱 顧問会 ・10/29(水) ソフトテニス部 顧問会 ・10/30(木) 部活動運営委員会 ・11/17(月) バレーボール部 顧問会	1 各種会議の主催、参加等 ・12/9(火) 部活動運営委員会

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーター ・民間施設等訪問件数 5件 ・学校との情報共有 6校 ・民間施設運営者や関係支援者との情報交換会 10/27、11/17(月)実施 内容:交流会、学習会(進路の選択に関する話)  2 教育支援センター活動状況 ・施設外学習 11/4(火)、5(水)、7(金)農業体験(なないろ農園) ・出張教室(穂高会館) 木曜日開催 11/6、13、20、27(木) 実施	左記以外の予定 ・民間施設運営者等との情報交換会 12/22(月) ・不登校生徒のための模擬試験会 12月下旬開催計画  2 教育支援センター活動予定 ・Core 塩尻(e スポーツ体験) 12/9(火)予定 ・松本大学(教育学部生)との交流会 12月中～下旬開催計画
キャリア教育	1 中学生キャリアフェスティバル ・10/15(水) 穂高総合体育館で実施 63の事業所等が参加 ・10/29(水) 第3回生徒実行委員会 来年度への方向性 生徒実行委員会で身につけた力の共有 ・11/6(木) 学校関係者反省会 次年度への方向性を学校とともに考え、生徒の学びにとってより良い方向を模索	1 中学生キャリアフェスティバル ・事業所キャリアフェスティバルまとめの会

## 2 学校給食課

学校給食担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 栄養士の学校訪問(食育の推進)	1 通年実施
学校給食費徴収事業	1 口座振替日(定期) 第7期分:12/1(月)	
各給食センター管理運営事業	1 施設・設備のメンテナンス等 ・施設及び厨房設備等のメンテナンスの実施 ・施設及び職員の衛生管理 ・給食配送車両の整備  2 施設見学・試食等 ・給食食材生産者との交流給食会 11/21(金) 堀金小学校 4～6年生の各教室 生産者 18人	1 通年実施

### 3 生涯学習課

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 安曇野市教育委員と社会教育委員の懇談会 ・11/28（金）午後3時（予定）～ 市役所 301 会議室 2 安曇野アカデミー ・第5回「望月桂」12/2（火） 午後6時30分～ 市役所大会議室 3 安曇野市オンライン日本語教室（全14回） ・10/16（木）～2/12（木）午後7時～	

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 地区公民館長・主事会議（地区公民館補助金説明会） ・12/10（水）午後7時～ 豊科公民館大会議室 2 やさしく楽しいリコーダー講座（第8回） ・12/11（木）午前10時～ 豊科公民館大会議室 3 豊科地域公民館ボッチャ大会講習会 ・12/18（木）午後7時～ 豊科勤労者スポーツ施設	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 三味線と太鼓の小さな演奏会 ・11/30（日）午前11時～ 穂高会館講堂 2 プロが教える「餅づくり教室」 ・12/1（月）午前8時30分～ 安曇野穂高農産物加工所 3 クリスマス料理教室 ・12/10（水）午前9時30分～ 穂高会館調理実習室 4 季節の寄せ植え教室③ ・12/16（火）午後1時30分～ アルプガーデン 5 穂高地区公民館長会 ・12/19（金）午後7時30分～ 穂高会館第2会議室	

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 これからの人生教室 ・12/5（金）午後1時30分～ 三郷公民館講義室 2 三郷祭運営委員会 ・12/12（金）午後7時～ 三郷公民館講堂 3 三郷まなび隊⑤「おやきづくり教室」 ・12/13（土）午後1時30分～ 三郷公民館調理実習室 4 郷土講演会 ・12/14（日）午後1時30分～ 三郷公民館講堂 5 初心者スマホ教室 ・12/17（水）午後1時30分～ 三郷公民館講義室 6 ひまわりクラブ クリスマス会 ・12/19（金）午前10時～ 三郷公民館会議室 201 7 けん玉チャレンジ⑥ ・12/21（日）午後2時～ 三郷公民館講堂	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 拾ヶ堰物語⑥拾ヶ堰の未来について ・11/29(土)午後1時30分～ 堀金公民館講堂 2 堀金公民館サポート会議 ・12/1(月)午後7時～ 堀金支所会議室 3 健康づくり講座 らくらくチェアトレ教室(全12回) ・①12/5(金)、②12/19(金) 午後1時30分～ 堀金公民館講堂 4 地区公民館役員会議(全4回) ・③12/9(火) 午後7時～ 堀金公民館講堂 5 子育てサークル講座 常念っ子(全11回) ・⑧12/17(水) 午前9時30分～ 堀金公民館講堂 6 “食楽”講座 食を楽しもう!(全5回) ・12/20(土) 午後5時～ 堀金公民館調理実習棟 7 新・堀金のお宝発見講座「常念校長 佐藤嘉市」 ・12/23(火) 午後7時～ 堀金公民館講堂	

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 つながる歌声サロン ・10/21(火) 午後1時30分～ 明科公民館講堂 2 健康づくり講座(高齢者介護課共催) ・11/26(水)～(全12回) 午後1時30分～ 明科公民館講堂 3 ワインと音楽の夕べ ・12/5(金) 午後5時30分～ 明科公民館講堂 4 スマホ相談教室 基礎編第5回 ・12/11(木) 午前10時～ 明科公民館講堂 5 八百万の神様の話 ・12/16(火) 午前10時～ 明科公民館講義室 6 お正月のお花を飾ろう ・12/26(金) 午前10時～ 明科公民館創作室	

#### 4 文化課

文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 東京藝大交流事業 ・第1回 11/15(土)～11/16日(日) 楽器演奏指導：15日豊科北中、 16日明科中(三郷公民館)	
	2 東京藝大・長野県連携協定事業 ・安曇野 AIR2025 展示 10/18(土)～10/26(日) みらい	
	3 鐘の鳴る丘集会所 ・安曇野スタイル 2025 10/31(金)～11/3(月) 416人	
	4 京都芸術大学連携事業	・高校生との共同制作 12/1(月)～12/12(金) 南農高校 ・AKAP2025 冬展 1/9(金)～1/18(日) みらい 1/9(金) 講評会 1/10(土) オープニングイベント
	5 多摩美術大学連携事業 ・ガラス工房40周年記念展 8/30(土)～10/5(日) 安曇野市美術館 3,541人	
	6 ミュージアム活性化事業 ・美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 9月利用者：27人、10月利用者：10人 ・ギャラリートークリレー 10/25(土)～11/3(月・祝) 全15館 616人 ・学校ミュージアム 豊科北小 11/10(月) 堀金中 11/25(火)～28日(金)	・学校ミュージアム 豊科北中 12/10(水) 穂高東中 1/22(木)
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行 ・第57号(秋号) 11/30(日) 発行	・第4回編集委員会 1/14(水)
	2 ちくに生きものみらい基金充当事業 ・11/18(火) 三郷小 大王わさび農場 ・11/21(金) 明南小 田淵行男記念館	・12/2(火) 豊科北小 国営アルプス安曇野公園
指定管理施設の事業	1 田淵行男記念館 ・田淵行男賞巡回展 8/28(木)～9/8(月)ニコンプラザ東京1,600人 9/18(木)～10/1(水)ニコンプラザ大阪 651人 10/21(火)～11/24(月・祝) 田淵行男記念館	・市制施行20周年記念 新田樹写真展「Sakhalin/サハリン」 12/9(火)～3/29(日)
	2 安曇野市美術館 ・第77回県展11/16(日)～11/24(月・振)	

事業	現 況	今後の取り組み
文化振興総務	1 美術資料等選定委員会 ・第1回 10/24(金) 美術資料の収集候補については全て承認 ・寄贈 伊藤孚作品 ガラス 2点 宮坂勝ほか作品 洋画ほか 11点 大島和芳作品 洋画 3点	
文化芸術施設整備事業	1 田淵行男記念館 照明工事 臨時休館11/25(火)～12/8(月)	

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
貞享義民記念館教育普及事業	1 シルバーカフェ安曇野作品展 会期：10/4(土)～10/13(月・祝) 参加者：291人 2 望月信幸 コラージュな部屋展 会期：10/16(木)～10/23(木) 参加者：107人 3 くらふとのわ・和・笑展 会期：10/25(土)～11/23(日・祝) 参加者：187人 4 古文書講座 期日：11/8(土) 5 人権・平和研修「無言館見学」 期日：10月10日(金) 参加者：30人	2 フォトサロンなかがや写真展 会期：11/9(日) ～11/24(月・祝)
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 59,337点、地域資料 73,221点(10月末現在) (10月新規点数/公文書 306点、地域資料 2点)	1 文書館運営審議会 期日：12/11(木)
文書館教育普及事業	1 後期企画展関連企画 ・講座「7銭に思いを載せて」 期日：10/26(日) 参加者：21人	
市誌編さん事業	1 市誌編さん専門調査会 考古部会 研修会 期日：11/17(月)・11/18(火)	1 市誌編さん専門調査会 考古部会 期日：12/11(木)

文化財保護係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財保全事業	1 安曇野市文化財保存活用地域計画案の文化庁への申請	

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央図書館	1 映画上映会 「天使のいる図書館」：バリアフリー字幕付 ・11/14(金) みらい 18:00～ 2 映画上映会 「こころの通訳者たち」：バリアフリー字幕付 ・12/12(金) みらい 18:00～ 3 クリスマスおはなし会 ・12/12(金) 10:30～	
豊科図書館	1 クリスマスおはなし会 ・12/14(日) 11:00～	

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
三郷図書館	1 三郷図書館講座② 「郷土講座 北小倉の歩み」 ・11/13(木) ゆりのき 10:30~ 2 クリスマスおはなし会 ・12/13(土) 10:30~	

## 5 子ども家庭支援課

### 子ども子育て政策係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
ファミリーサポート事業	1 ファミサポ協力会員養成講座の開催 ・ファミサポ協力会員養成講座(後期) ・11/20(木)、11/29(土)、12/5(金)	
子ども・子育て会議	1 第2回子ども・子育て会議 ・11/21(金) 10時 大会議室 ・令和7年度事業の中間報告	1 第3回会議は令和8年2月に開催予定

### 子育て給付係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童扶養手当 新年度分証書等 発送	1 児童扶養手当の令和7年度分の手当額が決定し、証書等を発送。 ・初回支給は、令和8年1月9日(金)。	1 奇数月に、それぞれ前月・前々月の2か月分を支給

### 児童青少年係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童館運営事業 (民間委託事業)	1 R8児童クラブ入所者募集 ・11/5(水) 受付締切	1 R8児童クラブ入所者募集 ・11/5(水)~書類審査、選考 ・R8.1~2月上旬 入所可否の決定通知
青少年体験事業	1 親子プログラミング教室 ・10/25(土)、10/26(日)、11/8(土)、11/9(日) 大会議室	1 子ども文化祭 ・11/22(土)~29(土) 作品展示 11/29(土) ステージ発表 穂高交流学習施設「みらい」
豊科児童館整備事業	1 豊科中央児童館オープニングイベント ・11/1(土) 午前10時30分	
青少年育成環境整備事業	1 「子ども・若者育成支援強調月間」啓発活動(街頭啓発) ・11/4(火) JR豊科、明科駅前 午前7時 2 中信4市青少年補導センター連絡会議(当番市) ・11/4(火) 午後1時30分 ANCアリーナ 3 長野県青少年健全育成県民大会 ・11/8(土) 午後1時 岡谷市カノラホール 4 R7長野県将来世代応援県民会議松本地域会議(県主催) ・11/13(木) 午後1時30分 県松本合同庁舎	

子ども家庭相談担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	<p>1 遊びの教室 ・11月は4回実施 こあら（1歳児）穂高 11/13(木) いるか（2歳児）穂高 11/28(金) プレいるか（2歳児）豊科 11/5(水)、11/20(木)</p> <p>2 発達相談日（親子であっぷっぷ） ・11月は4回実施 11/4(火)、11/12(水)、11/19(水)、11/27(木)</p> <p>3 運動発達相談日（はいはいたち） ・11月は3回実施 11/7(金)、11/14(金)、11/21(金)</p> <p>4 ことばの相談日 ・11月は2回実施 11/11(火)、11/25(火)</p> <p>5 親子で遊ぼう教室 ・11月は1回実施 11/10(月)</p> <p>6 子育て学習会 ・11月は5回実施 市内認定こども園 11/5(水)、11/7(金)、11/13(金)、11/21(金)、 11/28(金)</p>	<p>1 遊びの教室 ・12月は6回の実施を予定</p> <p>2 発達相談日 ・12月は3回の実施を予定</p> <p>3 運動発達相談日 ・12月は3回の実施を予定</p> <p>4 ことばの相談日 ・12月は2回の実施を予定</p> <p>5 親子で遊ぼう教室 ・12月は2回の実施を予定 （1回は講演会を実施）</p> <p>6 子育て学習会 ・12月は1回の実施予定</p>

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科北認定こども園 プロポーザル	<p>明科北認定こども園プロポーザルについて</p> <p>明科北認定こども園の契約期間が終了することに伴いプロポーザルを実施する。</p>	<p>11/5（水） 第1回明科北認定こども園委託業務プロポーザル審査委員会</p> <p>12/16（火） 第2回明科北認定こども園委託業務プロポーザル審査委員会 ・プレゼンテーション ・審査 ・12/23（火）委託決定業者ホームページに掲載</p>
令和8年度新入園児面談	<p>1 令和8年度新入園児面談 12/13（土）午前中 公立各園 入園の際に気を付ける事等についての聴き取り</p>	<p>1/23（金）入園オリエンテーション</p>